

第5回芦屋市地域福祉計画策定委員会議事録

日 時	平成 18 年 11 月 21 日（火） 14：00～16：00
会 場	芦屋市役所 北館2階 第3会議室
出 席 者	<p>委員長 牧里每治</p> <p>委員 三毛美子、遠藤哲也、若林和夫、三島久美子、吉田三幸、伊藤尚、島サヨミ、津田和輝、渡辺洋子、今村千顯、柴沼元、中野久美子、浅原友美</p> <p>事務局 保健福祉部総務課</p>
会議の公表	<p style="text-align: center;">公 開 非公開 部分公開</p> <p style="text-align: center;">＜非公開・部分公開とした場合の理由＞</p>
傍聴者数	1 人

(1) 地域福祉計画推進本部幹事会及び本部会議について

(2) 中間まとめ(案)について

委員長:5回目となり、そろそろまとめに向かって走る時期に来ています。ここで一度まとめをし、市民の皆さんからパブリックコメント(意見募集)もいただき、原案にしていくことになります。今日はそのための中間まとめ(案)の検討になります。庁内でも案を検討しておられるようですので、その経過も含めて報告していただきたいと思ひます。

事務局:中間まとめ(案)は事前配布しておりますので、庁内の幹事会、本部会議で出た意見をご紹介しながら、簡単に説明させていただきます。

「第1計画の概要」の3ページ、点線で囲んだ部分ですが、個人や家庭では解決することができない生活課題や困難の解決を図る様々な社会的取り組みが社会福祉なのですが、地域福祉とは地域社会を基盤とした社会福祉であるということ、互いに支え合う地域社会をつくる取り組みや仕組みづくりが地域福祉であるということです。

「計画策定の背景」ですが、社会・経済の大きな構造変化に対し、社会福祉基礎構造改革という社会福祉の新たな枠組みをつくる議論が生まれ、措置・給付から契約・利用へと社会福祉の考え方が大きく転換しました。

そうした背景をふまえて、「地域福祉計画とは何か」ということですが、(1)は住民主体の理念。(2)は総合化の理念。個別計画では対応できない横断的な概念や総合的な地域システムの運営を図るのが地域福祉計画です。(3)利用者本位の理念は、どのような支援を受けるのであれ、それを選択・決定するのは利用者自身であるという自己選択・自己決定の尊重。そして、(4)共生の理念。市民会議でもインクルージョンという言葉が市民の皆さんが使われましたが、年齢、性別、心身の状態、所得、社会的立場や国籍、文化など、様々な違いを個性として認め合い、尊重しあって共生する社会を目指すということです。(5)協働と連携の理念は、一人ひとりの暮らしを自立・自律したものにするために地域の中に様々なネットワークをつくらうとするものです。

地域福祉計画は、このような理念をもちます。

次に、計画の位置づけですが、総合計画を上位計画として、福祉施策に関するまちづくりの目標にそった各施策を内包しています。

個別計画との関連は、お手元に図表を用意しています。地域福祉計画は、基本的には個別のメニューをもたない概念的な計画ですので、各個別計画の重なるものを地域福祉計画の一部とみなして施策を展開します。福祉の各個別計画だけでなく、関連の行政計画がいろいろあります。市民参画の指針やバリアフリー基本構想など、諸計画と整合性を図ります。また、芦屋市社会福祉協議会の計画も民間の計画ではありますが関係が深いものとして示しています。このようなイメージでお考えいただくとよいと思います。

個別計画でも大きな課題となったのが、コミュニティづくりや地域ネットワークの構築ですが、これが地域福祉計画の役割かと思えます。

計画の期間は、平成19年度から23年度の5年間です。

策定体制はこれまでの流れの中でご承知の部分ですが、去年は市民会議において市民の皆さんの意見をまとめていただきました。8月には市民意識調査の実施、また今年度は策定委員会を設置しています。推進本部会議は計画を最終的に決定する機関となります。まだ開催されておりませんが、社会福祉審議会にも報告し、検討いただくことになっています。

「第2地域の現況と課題」ですが、市民会議の報告はすでにさせていただいていますので、説明は省略させていただきます。意識調査の部分も含めて、図表やグラフなどを入れて見やすくします。

市民意識調査ですが、これも速報でご報告しましたが、若干の数値の修正がありましたので訂正しています。

またホームページでも、ご覧いただけます。地域福祉計画のページとして資料をご用意しておりますが、12月8日から1月6日までの30日間、中間まとめに対する市民意見を募集する予定です。このページでは、市民会議の報告書もご覧いただけます。12月1日号の広報にも掲載する予定です。策定委員会の経過もホームページに載せたいので、委員の皆さまのご了承をいただければ、議事録を掲載したいと思います。

「第3計画の目標と基本方針」ですが、地域における人材、拠点、資金などの社会資源を活性化し、それらを有効に機能させる地域福祉システムをつくり、誰もが人間としての尊厳をもち、地域の一員として、その人らしい自立した生活が送れる、そして安心して暮らせる地域づくりを目指します。

基本方針はここにありますが4つの方針です。

18ページから4つの基本方針に基づいて施策の展開を載せています。

前回までのご意見をいただいて修正されたところを中心にご説明します。

ボランティアの育成は敷居を高くせず門戸を開くということで、書き直しをしています。

中高生の地域活動参加を促進するということは、中高生の居場所づくりの視点を地域全体での見守りとして加え、将来の福祉人材の育成という意味で活動への参加、福祉への理解を深めるといったところを加えました。

(仮称)市民参画センターのことですが、庁内でも意見がありました。市民活動の基盤の強化ということで、市民参画・協働推進の指針が策定されて、(仮称)市民参画センターを設置する予定になっています。これが設置されれば当然連携を図っていかなければいけません。福祉と市民参画で調整を図っています。市民参画が市全体の軸足となりますが、調整していきます。

住民主体の地域福祉活動の3番目、行政職員の地域活動への意識も大切だと認識しています。職員がもっと地域活動しやすい職場の環境づくりなども触れていきたいと思っています。

地域コミュニティ意識の醸成ですが、メールでもご意見いただいた部分です。芦屋は横のコミ

ユニティの希薄さがありますので、ともすれば縦割りになりがちな部分の横の広がりを促進することを載せています。

当事者組織による福祉活動への支援は、同じような経験や感情を共有する仲間、当事者組織による福祉活動の意義について触れています。

芦屋市社会福祉協議会の役割ですが、この計画で役割をより明確にしていきたいと思っています。住民相互の支え合いのネットワークづくりをめざす。地域ネットワークの構築を図っていくということが役割ではないかということです。

福祉推進委員活動の推進ですが、研修などについてもご意見をいただきましたので修正しています。地域と福祉推進委員とのコーディネートも社会福祉協議会の役割のひとつと考えています。

サービス基盤の整備ですが、補足しました。障害福祉課など関係機関との調整も必要ですが、地域で障がいのある方を支えるためにネットワークが必要ということで記載しています。

地域資源の有効活用で寄附意識についてですが、市内幹事会でも福祉ファンドについては色々と質問がありました。伊藤委員さんからもメールでご意見をいただいたのですが、ひとつは意識調査の中で、寄附してよいと回答しておられるのが8割といっても、調査に回答する方は比較的余裕のある方が多いかもしれない。すぐに8割といっても飛びつけないという側面もある。この数字をどのように解釈するかです。また、ファンドについて、どのように検討していくかですが、運用型ファンドではリスクがありますので、第3セクター方式でも難しい部分があります。今のところリスクを避けるために寄附を取り込んで運用を考えない基金などを検討することを考えています。

もし基金を考えるのであれば、自治体をもつ既存の基金と別物でなければなりません。芦屋市が行う事業に使うものではなく、今回考えているものは市民活動に対して何らかの支援ができるようなものです。市とはまた別の組織を考えており、市が寄附を募るわけではありません。自治体が割当て寄附を募るのは法に触れる恐れがありますから、あくまで市に対する寄附ではなく、市民活動を支援するような基金のあり方の検討を進めたいと考えています。

相談体制の充実。保健・医療・福祉の相談窓口の連携ですが、三師会や芦屋病院、地域の医療機関などと連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。

権利擁護の説明の中で児童の権利擁護の視点が抜けているというご指摘がありました。要保護児童対策地域協議会がすでに設置されていますが、児童課と調整をはかりながら今後も進めています。

地域発信型ネットワークシステムの充実で、前回機能の説明がないのでわかりにくいということでしたので、機能の説明を入れています。こういう高齢者のシステムをもとに地域システムをふくらませていく、発展させる方向で考えています。イメージとしてはまず、権利擁護委員会を横に伸ばすようなかたちで障がい、児童をからめていけないかということです。

高齢者のシステムはすでに展開されていますが、現在も改良を加えながらつくっていったるものですので、1つのイメージとして考えていただきたい。

福祉文化の醸成、災害時の支援システム、プライバシーへの配慮については、前回ご意見が出たところですが、市民の合意形成ができれば、当事者にとって利益になる情報は提供できるという考え方ができないかということです。個人情報自己管理するという原則があつてのことです。過度のプライバシーの保護も配慮不足も問題であるということで、どうバランスをとるかということです。この点は、中間まとめで市民の皆さんのご意見をいただければありがたいと思います。緊急時・災害時の要援護者への支援システムも高齢者の部分は進みつつありますが、障がいのある方はどうするかなども、今後関係課と調整を図りながら検討してまいります。

ここでふれなかった部分について、発達障がいのある子どもさんの早期発見や早期療育は大きな

課題であると認識しています。引き続き関係課と調整します。

地域活動支援センターも調整中で、できればこの計画の中で何らかのかたちでふれていきたいと思って調整しています。

委員長:それではご意見をいただきたいと思います。まず全体についてご意見ご感想をお願いします。それから第1、第2の章ごとに分けてお聞きしたいと思いますが。

委員:24ページ障がい福祉サービスの基盤整備は障害福祉計画との関係で書き直すということですね。今は在宅サービスという言葉は使われていません。自立した生活にシフトしていると思うので、社会参加の方は総合計画でもかなり触れられているので、障害福祉計画との連動をした方がいいと思いました。

26ページの「基本方針3サービスの適切な利用の促進」ですが、他は「どう進めていこう」という書きぶりなのに、相談体制の充実の①と②は現状報告のようになっています。②は以前ここでも議論が出たかもしれませんが、地域生活支援事業を行うことに(障害者自立支援法で)なっているのがどうなるのかが知りたい。ここに入ってくるかどうか。障害福祉計画とのからみで確認していただいて、市の姿勢として入れていただいた方がいいのでは。

27ページの③福祉サービス利用援助事業は、在宅の高齢者が地域で安心して生活できるようにとなっていますが、知的や精神の障がいの人が関係ないのか疑問に思いました。

28ページの②保健・医療・福祉と地域の連携ですが、障がいの分野では教育との連携も言われていますし、雇用とのからみもありますので、これは高齢者モデルだと思います。他の人たちも含めるのなら、教育もふれるべきと思いました。

委員:21ページの社会福祉協議会の役割について、従来からやってきたことですが、これからも充実していきます。この社会福祉協議会の役割で触れられている以外にコミュニティの部分なども(社協と)関わってくるものですので、この計画で、責任が明確になっていると感じています。しっかり取り組んでいかなければと思います。意識はそうでも、実際にできていない部分もありますが、明確に位置づけられて、いっそう努力しないといけないと感じています。

委員長:策定体制ですが、計画策定後の体制はどこに書きますか。

事務局:中間まとめの段階では書いていませんが、計画原案には評価の部分やその後の推進をどうするのか、計画の見直しはどうするかなどの部分はふれていかなければいけないと思っています。

委員:震災で家族を亡くした方も多いのですが、そういった方への支援というか、震災だけでなく事件や事故の遺児、遺族への支援、高齢者・子ども・障がい者というカテゴリーからはみ出た人への支援のまなざしというものが、震災を経験したまちとしてどこかで入れられないかなと思いました。

委員長:芦屋の特徴は、震災を経験したこと。そういう意味では防災文化などを出すべき。防災の視点で福祉コミュニティをつくろうとか、困ってらっしゃる方への支援やメンタル面のサポートもあるが、それを基点として、震災支援のお返しもあるということもある。もぐりこませるというよりは、打ち出すということもありますね。もっと総合的に考えてはどうかと思いますが。どういう議論になっていますか。

事務局:市民会議の中では震災の経験は、大きな1つの出来事としてみなさんの共通の思いがあると感じましたが、施策的には震災復興はひと区切りついています。ご意見をいただいて、市民の皆さんの深い思いを、改めて感じるころではあります。

委員:震災の影響で今も生活に問題を抱えている方がおられて支援しているのですか。

事務局:支援施策としてはひと区切りついています。震災後、全国的な経済不況がありましたので、その痛手と両方があいまってダメージが大きかったということも芦屋の事情としてはあったと思います。

委員: 震災時の貸付金が返ってないのが現状です。

委員: 防災文化レベルの記述でいいのか、まだ生活問題があつて、支援レベルが必要なのか。

事務局: 震災復興施策レベルではひと区切りついていると考えています。

委員: 潜在的な問題がこれから出てくるのではないのか。市の施策としてはそうであっても。それとも防災文化レベルの話なのか。

事務局: 実際にダメージを受けて立ち直っていないのは高齢者の方が多い。そういう意味で高齢者福祉の施策の部分で補っていくのかなと思います。

委員: 市の施策としては終わっていると思います。ただ高齢者だけではなく、若い人でも生活環境が変わることによって精神疾患がでたり、経済や住宅が落ち着いても十年以上たった今も影響は大きいです。今の生活環境に支援が必要な人はたくさんいらっしゃいます。支援に絞るのか防災かは検討が必要ですが、高齢者とか障がい者の意識と理解の促進が、今障がいがある、ということだけでなく、そこに対して協働でまちをつくっていく視点になれば、どこかには入れた方がいいのではないかと思います。

委員長: 精神的なもの、シンボル、アイデンティティ、のようなものがないと単に施策をやっただけのことになる。たとえば全国的に自殺が問題になっていますが、子どもだけでなく中高年がどんどん自殺している。芦屋や神戸は震災から十年たっても人生の指針が狂ってしまって、つまづいているかもしれない。そこで行政ができることは限られているかもしれないが、何かできないかという取り組みのようなもの。地域で防災福祉文化をつくる、市民と協働でやるからファンドでお金を出す。プログラムが大事なのでアイデアを出してもらう。市民と一緒にやりたいというメッセージを出すかどうか。震災で共通の苦しみがあったから、ここには出資をしてもいいという人もあるかもしれない。出資しやすいファンドをつくらないと。防災に強い福祉コミュニティをつくるということで、モデルとして自殺防止センターを作ってもいい。計画にはそこまで細かくは書けないけど。そういうことを取り込めるのかどうか。たしかに救済だけでいうと県の補助金も終わっているし、あとは自分でやりなさいということになる。違った切り口で作り出さないとだめ。その第一歩を踏み出すかどうか。

委員: 芦屋市では、被災が終わったという認識は持っていません。被災高齢者の支援です。陽光町では、24時間のLSAをやっています。これは、被災高齢者の自立支援。一般高齢者施策とは別です。

委員: 浜風の家などもある。

委員: 藤本義一さんが中心につくった震災遺児のための施設。全市で知られているかどうかはわからない。芦屋の財産ですよ。

委員長: 財産となっている。直接恩恵を受ける人の財産であるだけでなく、芦屋の文化遺産まで高めていくのかどうか。今の子どもたちへの支援にどう活かされているか。そういう発信がいる。他にもあると思う。そういうものを集めて、これが防災福祉のイメージなのだまとめる必要がある。簡単なのは、事業を顕彰するような機会、報告書を出す、イベントをする、芦屋市民だけがよかったいいのではなく、他にも支援する。小千谷市の障がい者施設が全国から助けってもらったというのでサンダーバード防災なんかを作っているんなことをやっています。恩返ししたいと。そういうことで逆に被災した子達が元気になる側面がある。どうかたちにできるかは、どこかで考えておかないといけないのではないのかというご提案だと思います。さらっとなりすぎて芦屋らしさが消えているかもしれない。

委員: ネットワークシステムに教育との連携を。教育委員会や学校教育課との連携の中でがんばらなくてもいい教育を明記していただけたら。

委員: 教育との関係で、芦屋の教育は全国的にもすばらしいことをやっています。東日本では分離教育を進めていますが、大阪や豊中などが先進的に統合教育をやってきたのとはほぼ同じ

形で芦屋も進めていて、みんなで一緒に過ごせるというよいシステムをつくっていることは財産だと思います。よりそういう風にやっていると国も変わってきていて、先取りしたかたちです。

事務局:障害福祉課と、教育との連携が必要という話は出ていて、認識しているが現在協議しているところ。

委員:特別支援教育は地域福祉にはなじまないのではないかという判断をしている。私もそう思う。学校との連携が必要という問題提起には賛成だが、計画になじむかがどうかがわからない。

委員:特別支援教育はよくわからないが、統合教育の先が見えない。その先に就労支援センターがない。そこを地域福祉との関係で明確にする。

委員:該当する子どもたちを地域でどう支えるかはなじまないと思いますが、その意味ならわかります。学校教育の後、地域で就労するという意味での学校との連携ですね。

委員長:そういう障がいをお持ちの子を受け入れている地域の学校を地域が支えているしくみはあるのですか。

委員:聞いている限りではない。

委員:ほんわかカフェ、集会所でボランティアが集まってお茶会をしている。そこで編み物したりしていろんな人とコンタクトして帰って行く。また施設で行事があるときには参加してもらう。そういう関係づくりが少しずつ進んでいる。

委員長:それには教育委員会は知らん顔？ やっぱり連携できていない。学校自体をそういうふうに変えていきましょうという動きにしないと。片方では、学校も色々大変なことがたくさんあって、地域にまで手がまわらないということもあるかもしれないが、協議していく場をつくっていかないと。先生方の中にはそういう取り組みに評価の高い人もいるかもしれない。学校は、かつては地域の財産だった。いつの間にか教育委員会のものになっているのでは？ 少し考えてみないと。雇用というのも市町村では雇用支援の経験がないから、就労くらいならまだしも。

委員:スモールビジネスによる社会貢献が入っているのも芦屋らしさだと思います。大企業がなくてもいいと思います。

委員長:芦屋には全国的な活動している人がいるのじゃないか。働いている中で国際的に仕事してきた人もいるのじゃないか。それが活かされているか。その人のキャリアやネットワーク、情報を使えるともっと活性化する。ファンドも、奨学金つくって障がいのある人にバークレーに行ってもらおうとか。帰ってきて活動のリーダーになることがあってもいいし、タイで国際障害者年の本部があるので、局長さんに来てもらうとか、世界に開かれた地域福祉というのはどうでしょうか。そんなことならお金を出してもいいと思う人もいるかもしれない。カンボジアに小学校をつくらうという教育熱心な人もいるかもしれない。そういう時代に入っているし、市のレベルでそういうことができるところは、なかなかないと思う。どうですか。

委員:寄附意識の取り込みとはまた違ってですか。

委員長:プログラムの問題。世界を股にかけて活動している人が芦屋だけに金を出すとは思えないから、世界とつながる文化、プライドを花開かせるようなものを通じて、地元芦屋に対して貢献するというプログラムを考えないと、せつかくの資源が生きてこないのではないと思う。そういう活動をしている人はいると思うし、そういう人を納得させるプログラムが必要。

20年前に大阪市が障がい者空の旅というのをやった。議会でもたたかれたけど、そのことが大阪市の障がい者施策にいい影響を与えている。「地下鉄にエレベーターを」という運動の担い手は、大阪市が育てた障がい者。偉い人が考えるのではなくて、顔が見える国際交流ができた。そういうことが大事なんじゃないか。これは行政ではなかなかできないですか。事務局的なことは、合意が得られれば行政が持てるかもしれない。

委員:国際交流と地域福祉の担い手の接点みたいなものですか。

委員長:それも1つだけけど、それだけじゃない。プログラムはいろいろあっていい。市民ファンドの

中でプログラム開発センターみたいなものがある、そういうプログラムを考えている人がいないと前に進まないということです。

委員:国際交流協会でもいろいろなプログラムはやっている。リコーダーを集めて子どもたちに教えるツアーをやったりしている。そこでは大使館も入って地道な活動をしているが、福祉との接点はない。

委員長:その人を福祉づけにして。福祉の受け皿と文化開発とタイアップしてやる。それが連携。何も取り込むばかりじゃない。

委員:地域資源の有効活用に入るのでしょうか。

委員長:これまで出てきた意見を含めて、第1章に関してどうですか。推進体制は第5章になるかわかりませんが、後ほど検討するということですね。

事務局:進行管理、推進するのは委員会をつくるのか、など検討します。

委員長:それを審議会でするのか、行政の総務課でするのか。地域福祉係、地域福祉課をつくるのか。第3セクターでするのか。仕事がないとつけれない。それが推進体制。計画でいうと、5年間でどうするのか。市民とともに進捗を考えていくのか。

委員:どう検証するのかが明記していただけたらうれしい。

委員長:理念に芦屋らしさが入ってほしい。

委員:21ページ④地域コミュニティ意識の醸成は、一般論しか書いていない。新住民、旧住民といってもいろんな人材がおられる。

委員長:⑦くらいに芦屋らしさが出てくればいいが。

委員:被災した高齢者施策は部長もおっしゃったようにできているのですが、子どもたちの問題、震災当時子どもだった子が義務教育を終えている。両親が亡くなった子の数は把握されていても、どういう補助を受けてどうなったか。成人している。心のケアもできているか。お年寄りについてはできているが、ひとり親になった場合もある。

委員:芦屋らしさという意味ですが、どういう意味でしょうか。地域力みたいなものですかね。芦屋の地域性みたいなことですか。

委員長:人材とか、文化力。

委員:地域での活動が進んでいるのは事実です。芦屋のまちづくりは、市民主導で来た。震災でちょっと行政も出ましたが。

委員長:福祉文化づくりにかかわってくれる人をもっとつくろうと。震災の問題も支援もそうだけど、震災遺児の成長のサクセスストーリーを見せるとかも励ましや文化になる。

委員:まちのサイズが大きすぎず、小さすぎずちょうどいいというのも、芦屋らしさとして市民会議で意見が出ていた。スモールビジネスもそうですが。人材面と、震災の影響を受けたことと、3つくらい。

委員:震災で助けってもらったことをお返すためにいろんなことをしているが、みんなばらばら。もっと協働すれば組み立てていけるのじゃないか。

委員:十年目の検証でご意見をいただいてまとめたものがあります。あまり浸透していないのですね。市としての総括はしているのですが。

委員:バラバラの福祉力は意味がないのですね。

委員長:市民参画センターにも福祉コーナーちょうだいついて出張っていく。

第2章は現状なのでとくにないと思いますが、何かあればまた連絡してください。

委員:①、②の項目の番号は優先順位ですか？

事務局:優先順位ではありません。並列です。

委員長:4章は3章の基本方針に沿って書き込んでいただいたものですので、まとめてお願いします。さっきの委員副委員長の意見に事務局から補足はありますか。

事務局:障害者自立支援法のからみですが、県のほうから具体的な数値目標がなかなか出てこないと聞いています。動きにくい状況であると担当課から聞いています。それはそれとして、地域福祉が担う部分としてどこを基本的に押さえるかという議論があります。障害福祉課と調整しているところです。

委員:24ページ④ですが、地域への生活移行は、施設で暮らす人が地域に戻ってくるということだと思いますが、そう書くと家族と一緒に暮らす人の問題が残って、施設にいる人だけの話になりますので、住み慣れた地域でどのように暮らすのかという書きの方がいいと思います。

委員:26ページの⑤保健、医療、福祉の相談窓口の連携ですが、保健・医療・福祉は法律的にそれぞれ違います。現実論として、ばらばらにある相談窓口を一本にしますということはないと思いますから、どう具体的に連携するのか。

委員長:最初のつなぐ窓口が抜けているんですね。

委員:総合窓口をつくって一般施策の中にするのか。ご本人が相談に来ることはないでしょうか。

委員長:28ページの図には地域から上がってくるイメージがあるが、直接医療機関に飛び込む人もあるわけで、全体がどうなっていて、そこどうつながるのかを書き込まないと。

委員:障がい関係を地域福祉に入れ込むのが難しい。障害福祉計画が立てられないとはっきり見えない中ではしんどいだろうなと思います。

委員:18年中はまだ見えない。

委員長:一般的な相談と専門的なものを整理しないといけない。相談窓口がはっきりわかっている人もいるが、どこに相談にいいかわからない人もいる。一般相談なら、たとえばどこかで雑談している間に情報提供するというルートもある。愚痴を言ってるだけに見えるかもしれないが、それが相談につながる。そういうごちゃごちゃした関係で機能するのが地域福祉の役割で、必要なものは専門相談につないでいく。専門相談になかなかつながらない人がいるから。後押しされて重い腰を上げる最初の窓口というものも必要。専門相談は、専門のところを用意する。今書いているのは高齢者の分野だけなので、地域福祉は高齢者だけかということになる。イメージが広がるようにしてほしい。

委員:成年後見制度は認知症のものという認識が強いので、障がい者も同じ制度があるということをはっきり書いてはどうか。

委員長:時間が来ました。今日いただいた意見をふまえて修正した案をつくっていきます。

事務局:修正した案は30日に庁内の推進本部会議にかけます。そこで意見をもらって、市としての中間まとめとします。修正案については、委員長と事務局に預らせていただきたいと思います。中間まとめは、12月8日にホームページに掲載し、広報でも閲覧記事を掲載し、30日間意見募集します。

委員長:本部会議にあげる案は、今日の意見をふまえて修正したものをだす。推進本部会議でさらに議論して修正したものを中間まとめとする。そこをまかせてくださいということですね。それを公開して、意見募集する。

事務局:今後のスケジュールですが、お配りした資料では、意見募集は12月15日からになっていますが、12月8日から1月6日までの30日間の予定です。また、中間まとめは12月6日に市議会に報告します。12月末には社会福祉審議会に報告し、ご意見を伺います。その間に、12月の策定委員会がありますので、またご意見をいただきたいと思います。1月の策定委員会で原案策定という予定です。

委員長:12月の委員会は原案の策定に向けて、推進体制などを議論したい。ただし、意見募集の途中なので、それをどうするか。

委員:パブリックコメントで出た意見はここでさばいていただけるのですか。

そうなるのかなりボリュームがある。

委員長:12月に修正案を議論して、1月にパブリックコメントをふまえて再修正するということにしたらどうでしょうか。

ちょっと超過しましたが、これで閉会したいと思います。